

1 趣旨

静岡社会健康医学大学院大学（以下「本学」という。）の基盤の更改及び賃貸借・運用保守にあたっては、高度な専門的知識やノウハウ等を活用した優れた提案を得るため、企画提案競技（プロポーザル方式）により受託候補者を選定することとした。

この募集要項は、本業務の企画提案競技への参加資格、応募手続等提案競技に参加しようとする者が熟知し、かつ遵守しなければならない事項及び提案手続を示したものである。

2 提案競技の概要

(1) 業務名

静岡社会健康医学大学院大学ネットワーク・システム基盤更改及び賃貸借・運用保守業務委託

(2) 業務内容

静岡社会健康医学大学院大学のネットワーク・システム基盤更改及び賃貸借・運用保守業務

(3) 仕様

「静岡社会健康医学大学院大学ネットワーク・システム基盤更改及び賃貸借・運用保守業務委託に係る提案競技仕様書」（以下「仕様書」という。）による。ただし、仕様書の内容は予算の範囲内で変更することができるものとする。なお、当該仕様書は「参加申込書兼秘密保持誓約書」の提出をもって電子メールにて交付する。

(4) 業務期間

ア 構築期間

契約日～令和9年3月31日まで

イ 賃貸借期間

令和9年4月1日～令和15年3月31日

ウ 運用保守期間

契約日～令和15年3月31日

(5) 契約限度額

- ・6か年で総額314,793,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。
- ・ただし、各年度における支払限度額は次のとおりとする。

令和9年度	52,465,500円（税込み）
令和10年度	52,465,500円（税込み）
令和11年度	52,465,500円（税込み）
令和12年度	52,465,500円（税込み）
令和13年度	52,465,500円（税込み）
令和14年度	52,465,500円（税込み）

- ・設計・構築、機器及びソフトウェア購入・保守運用、使用料、リース料等の全ての費用を含むこと。
- ・本調達に必要なもので、やむを得ず本契約に含むことができないもの（回線使用料等）については本学と提案者間の契約でなくてもよいものとし、提案者が見積書を取得した事業者との契約を可能とする。ただし、その場合であっても当該見積費用については提案額に含まれるものとし、契約限度額の制限を受けるため注

意すること。

3 参加資格

個人若しくは法人又は本業務の受託のために結成された共同企業体とし、次に掲げる要件をすべて満たすものである者であること。

ただし、共同企業体で参加する場合、代表者以外の構成員は、(2)、(3)に該当しない場合も参加することができる。

- (1) 公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学契約事務取扱規程（令和3年規程第79号）第2条及び第3条に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「2：電子計算機」、「65：物品賃貸」及び「66：物品保守・修繕」の営業種目について競争入札参加資格を有する者であること。ただし、第三者賃貸方式での契約を締結する場合は、「65：物品賃貸」の営業種目については賃貸を担う第三者が保有していれば良い。
- (3) 静岡県が発注する情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札参加資格において、「システム運用・管理」、「ネットワーク関連業務」及び「インターネット関連業務」の業務区分について競争入札参加資格を有する者であること。
- (4) プレゼンテーションの日において、静岡県の物品調達等及び一般業務委託、情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札参加停止基準による入札参加停止を受けていない者であること。
- (5) ISO27001/ISMS の認証を取得している者であること。
- (6) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

4 スケジュール（予定）

項目	日程
公告	令和8年7月8日（水）
参加表明書の提出期限	令和8年7月22日（水）

質問書の提出期限	令和8年7月31日（金）
質問に対する回答	令和8年8月7日（金）
企画提案書の提出期限	令和8年8月27日（木）
プレゼンテーション及び審査	令和8年9月10日（木）
選定結果の通知	令和8年9月17日（木）
契約	令和8年10月1日（木）

5 参加手続等

(1) 参加表明書兼秘密保持誓約書の提出

本業務の参加にあたり、参加表明書兼秘密保持誓約書（様式1）を下記の期日までに電子メールにより提出すること。また、なお、提出期限までに参加表明書を提出しない場合は、提案書を受け付けない。

ア 提出期限 令和8年7月22日（水）午後5時まで

イ 提出先 「8 問い合わせ先」に同じ

ウ 留意事項 参加表明書兼秘密保持誓約書（様式1）を電子メールで送付後、その旨を電話で連絡すること。

(2) 質問書

質問がある場合は、「質問書」（様式2）を下記の期日までに電子メールにより提出すること。なお、提出期限以降の質問については受け付けない。

ア 提出期限 令和8年7月31日（金）午後5時まで

イ 提出先 「8 問い合わせ先」に同じ

ウ 回答期限 回答は、令和8年8月7日（金）までに、参加表明書兼秘密保持誓約書（様式1）を提出した者すべてに、同書記載の連絡先メールアドレスあてに通知する。（個人情報等は除く。）

エ 留意事項 質問書（様式2）を電子メールで送付後、その旨を電話で連絡すること。

(3) 企画提案書の作成

別紙1「企画提案書類作成要領」による。

(4) 企画提案書類の提出

企画提案書類は、以下のとおり提出すること。なお、提出期限までに企画提案書類を提出しない場合は、企画提案書類を受け付けない。

ア 提出期限

令和8年8月27日（木）午後5時必着

イ 提出先

「8 問い合わせ先」に同じ

ウ 提出方法

電子メール、持参又は郵送による。郵送の場合は「書留」とする。

エ 留意事項

- ・持参や郵送の場合は、各提出書類につき6部ずつ提出すること。（企画提案書類及び見積書は、原本を1部、写しを5部とする。）
- ・持参の場合は、日曜・月曜、祝日を除く日の午前9時から午後5時までの間とする。

- ・提出期限までにすべての書類の提出が無い場合、失格となる場合があるので注意すること。また、企画提案書類提出後の修正も認めない。

(5) プレゼンテーション

提案書の提出後、次の日程でプレゼンテーション（順番は提案書受付順）を行うものとする。なお、参加表明書を提出した者が4者以上の場合は、プレゼンテーションに先立ち、全提案の中から書面審査等により、審査委員長が審査対象者として2者程度を選定することがある。

ア 実施日時

令和8年9月10日（木）

イ プレゼンテーション時間、実施方法

- ・別紙2の評価項目毎に、アピールポイントを説明すること。
- ・持ち時間は1提案者20分とする。
- ・説明終了又は持ち時間終了後、最大20分の質疑を行う。

ウ 実施時間及び実施場所

別途通知する。

6 選定

(1) 選定方法

提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容を踏まえ、「静岡社会医学大学院大学ネットワーク・システム基盤更改及び賃貸借・運用保守業務委託提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）」が、随意契約の相手方となる候補者を選定する。

なお、この選定は、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、選定後、候補者と本学は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの交渉を行い、これが整った場合に、随意契約の手続を行うものとする。

(2) 選定基準

別紙2「評価基準」のとおり。

(3) 選定結果の通知

審査の結果は、令和8年9月17日（木）までに、全ての参加者（辞退者を除く）にメールにて通知する。ただし、審査の経緯については公表しない。

(4) 契約候補業者の参加資格喪失時、辞退時の取扱い

受託候補者の選定後に、当該事業者が3の参加資格を満たさなくなった場合若しくは辞退した場合は、選定委員会において受託候補者を再選定できるものとする。

7 その他

(1) 企画提案書類において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時、及び計量法に定める単位とする。

(2) 1参加者あたり1提案までとする。

(3) 企画提案書類は、原則非公開とする。

(4) 提出された書類は返却しない。

(5) 失格の条件

以下の条件の一に該当する場合は、失格となることがある。

ア 募集要項の規定に違反したもの

- イ 虚偽の内容が記載されていたもの
- ウ 提案価格上限を超えて提案されたもの
- (6) 提案書を作成した者は、提案書の内容に関し説明を求められた場合は、それに応じる義務を有するものとする。
- (7) 提案価格が著しく低い場合は、積算根拠等説明を求めることがある。
- (8) 提案書の作成など、提案競技への参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (9) 提出期限後における提案書の提出、再提出及び差替えは原則として認めない。
- (10) 契約の相手方として決定するまでは、辞退届（様式3）の提出により、参加を辞退することができる。
- (11) 提案書の作成において、本法人より知り得た情報は、他者に漏らさないこと。

8 問い合わせ先

静岡社会健康医学大学院大学 教務課
〒420-0881 静岡市葵区北安東4丁目27-2
電話番号:054-295-5401
FAX 番号:054-248-3520
メールアドレス:kyomu@s-sph. ac. jp

【参考】公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学契約事務取扱規程より抜粋

(競争に参加させることができない者)

第2条 売買、貸借、請負その他の契約につき会計規則第19条に規定する競争（入札）に付するときは被保佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(競争に参加させないことができる者)

第3条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後2年間競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を競争に参加させないことができる。